

## 成長のための企業法務

第43回

アンビニヤス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

### 契約実務 (SES契約)

Q 当社は多数のシス  
テムエンジニアを抱え  
ています。この度、ク  
ライアントから「SE  
S契約で人を出してほ  
しい」と言われたため  
対応を検討していま  
す。SES契約という  
言葉を耳にしたことは  
ありますが、経験があ  
りませんが、経験があ  
りませんか。SES契約  
の締結や実施にあたり  
注意すべき点を教えて  
ください。

A SES契約の運用を  
間違えると、いわゆる違  
法な偽装請負になりかね  
ませんので、適切に制度  
を設計して運用する必要  
があります。ポイントは  
指揮命令がどのように行  
われているかです。本稿  
の内容を確認した上で検  
討を進めてください。

#### SES契約とは?

SES契約は「システ  
ムエンジニアリングサー  
ビス契約」の略語です。  
ベンダー(依頼を受けて

#### サービスを提供する側/受注者)がクライアント(サービスの提供を依頼する側/発注者)にシステムエンジニア(以下「エンジニア」)を派遣して、ソフトウェアやシステムの開発・保守・運用等の業務を提供するもので、IT業界における契約形態の一つです。ベンダーにとっては、自社のエンジニアの作業時間や作業内容を把握しやすというメリットがあり、クライアントにとっても知識や経験が豊富な人材を確保して、教育などの手間や時間を省いて効率的に業務を遂行できるというメリットがあります。

#### 提供する上での注意点

SES契約を締結してサービスを提供する上で注意すべき最大のポイントは「偽装請負」とみなされないようにすることです。偽装請負というの

#### その結果が公表される場合

その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

それでは、偽装請負にならないようにするためにはどうすればよいでしょうか。ポイントは「指揮命令がどのように行われているか」です。労働者派遣の場合には、クライアントにエンジニアに対する指揮命令権があり、ベンダーにはエンジニアに対する指揮命令権はありません。

他方で、SES契約の場合には、クライアントにはエンジニアに対する指揮命令権はなく、エンジニアに対する指揮命令権は、エンジニアを雇用するベンダーにあります。違法な偽装請負にならないようにするには、この関係性を維持した形で適切に制度を設計し、運用する必要があります。

契約を行う上での留意点  
指揮命令関係の判断にあたり参考となる基準として、厚生労働省は「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号、最終改正平成24年厚生労働省告示第518号)や「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」を公表していますので、詳細については、これらの資料を参照していただくのと良いと思います。以下の内容は、これらの資料を参考にしつつ、実務上の工夫を加味して整理したものですので、併せてご参照ください。

#### 偽装請負にならない場合

その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

それでは、偽装請負にならないようにするためにはどうすればよいでしょうか。ポイントは「指揮命令がどのように行われているか」です。労働者派遣の場合には、クライアントにエンジニアに対する指揮命令権があり、ベンダーにはエンジニアに対する指揮命令権はありません。

他方で、SES契約の場合には、クライアントにはエンジニアに対する指揮命令権はなく、エンジニアに対する指揮命令権は、エンジニアを雇用するベンダーにあります。違法な偽装請負にならないようにするには、この関係性を維持した形で適切に制度を設計し、運用する必要があります。

契約を行う上での留意点  
指揮命令関係の判断にあたり参考となる基準として、厚生労働省は「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号、最終改正平成24年厚生労働省告示第518号)や「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」を公表していますので、詳細については、これらの資料を参照していただくのと良いと思います。以下の内容は、これらの資料を参考にしつつ、実務上の工夫を加味して整理したものですので、併せてご参照ください。

偽装請負にならない場合  
その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

それでは、偽装請負にならないようにするためにはどうすればよいでしょうか。ポイントは「指揮命令がどのように行われているか」です。労働者派遣の場合には、クライアントにエンジニアに対する指揮命令権があり、ベンダーにはエンジニアに対する指揮命令権はありません。

SES契約を締結してサービスを提供する上で注意すべき最大のポイントは「偽装請負」とみなされないようにすることです。偽装請負というの

その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

それでは、偽装請負にならないようにするためにはどうすればよいでしょうか。ポイントは「指揮命令がどのように行われているか」です。労働者派遣の場合には、クライアントにエンジニアに対する指揮命令権があり、ベンダーにはエンジニアに対する指揮命令権はありません。

他方で、SES契約の場合には、クライアントにはエンジニアに対する指揮命令権はなく、エンジニアに対する指揮命令権は、エンジニアを雇用するベンダーにあります。違法な偽装請負にならないようにするには、この関係性を維持した形で適切に制度を設計し、運用する必要があります。

契約を行う上での留意点  
指揮命令関係の判断にあたり参考となる基準として、厚生労働省は「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号、最終改正平成24年厚生労働省告示第518号)や「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」を公表していますので、詳細については、これらの資料を参照していただくのと良いと思います。以下の内容は、これらの資料を参考にしつつ、実務上の工夫を加味して整理したものですので、併せてご参照ください。

偽装請負にならない場合  
その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

SES契約を締結してサービスを提供する上で注意すべき最大のポイントは「偽装請負」とみなされないようにすることです。偽装請負というの

その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

それでは、偽装請負にならないようにするためにはどうすればよいでしょうか。ポイントは「指揮命令がどのように行われているか」です。労働者派遣の場合には、クライアントにエンジニアに対する指揮命令権があり、ベンダーにはエンジニアに対する指揮命令権はありません。

他方で、SES契約の場合には、クライアントにはエンジニアに対する指揮命令権はなく、エンジニアに対する指揮命令権は、エンジニアを雇用するベンダーにあります。違法な偽装請負にならないようにするには、この関係性を維持した形で適切に制度を設計し、運用する必要があります。

契約を行う上での留意点  
指揮命令関係の判断にあたり参考となる基準として、厚生労働省は「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号、最終改正平成24年厚生労働省告示第518号)や「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」を公表していますので、詳細については、これらの資料を参照していただくのと良いと思います。以下の内容は、これらの資料を参考にしつつ、実務上の工夫を加味して整理したものですので、併せてご参照ください。

偽装請負にならない場合  
その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

SES契約を締結してサービスを提供する上で注意すべき最大のポイントは「偽装請負」とみなされないようにすることです。偽装請負というの

その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

それでは、偽装請負にならないようにするためにはどうすればよいでしょうか。ポイントは「指揮命令がどのように行われているか」です。労働者派遣の場合には、クライアントにエンジニアに対する指揮命令権があり、ベンダーにはエンジニアに対する指揮命令権はありません。

他方で、SES契約の場合には、クライアントにはエンジニアに対する指揮命令権はなく、エンジニアに対する指揮命令権は、エンジニアを雇用するベンダーにあります。違法な偽装請負にならないようにするには、この関係性を維持した形で適切に制度を設計し、運用する必要があります。

契約を行う上での留意点  
指揮命令関係の判断にあたり参考となる基準として、厚生労働省は「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号、最終改正平成24年厚生労働省告示第518号)や「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」を公表していますので、詳細については、これらの資料を参照していただくのと良いと思います。以下の内容は、これらの資料を参考にしつつ、実務上の工夫を加味して整理したものですので、併せてご参照ください。

偽装請負にならない場合  
その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

SES契約を締結してサービスを提供する上で注意すべき最大のポイントは「偽装請負」とみなされないようにすることです。偽装請負というの

その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

それでは、偽装請負にならないようにするためにはどうすればよいでしょうか。ポイントは「指揮命令がどのように行われているか」です。労働者派遣の場合には、クライアントにエンジニアに対する指揮命令権があり、ベンダーにはエンジニアに対する指揮命令権はありません。

他方で、SES契約の場合には、クライアントにはエンジニアに対する指揮命令権はなく、エンジニアに対する指揮命令権は、エンジニアを雇用するベンダーにあります。違法な偽装請負にならないようにするには、この関係性を維持した形で適切に制度を設計し、運用する必要があります。

契約を行う上での留意点  
指揮命令関係の判断にあたり参考となる基準として、厚生労働省は「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号、最終改正平成24年厚生労働省告示第518号)や「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」を公表していますので、詳細については、これらの資料を参照していただくのと良いと思います。以下の内容は、これらの資料を参考にしつつ、実務上の工夫を加味して整理したものですので、併せてご参照ください。

偽装請負にならない場合  
その結果が公表される場合、合もめるなどの大きな代償を払わなければならないかもしれません。偽装請負になる場合にならない場合

札幌市中央区大通  
西11の4の22 第2  
大通藤井ビル8F、  
電話011-210  
-7501  
HPはこちらから  
